

東広島市立吉川小学校いじめ防止基本方針

1. 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(具体的ないじめの態様)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3. いじめ防止についての具体的な取組内容

(1)未然防止のための取組

- 生徒指導の三機能を活かした分かる授業づくり
 - ・日々の授業の中で生徒指導の三機能(自己存在感 自己決定 共感的人間関係)を活かし、一人一人が認められ、個々の個性が大切にされる人権尊重を基盤とした授業づくりを行う。
 - ・吉川スタンダードを確立し、分かる授業づくり、規律ある学級風土づくりを行う。
- 道徳教育の充実
 - ・道徳の時間を充実し、価値理解・自分とのかかわり・実践意欲へと道徳的価値を高めていく。
 - ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料などを使って道徳の授業を実践する。
 - ・児童が、他者や社会、自然との直接的にかかわる体験活動を行うことで、感動する心、共に生きる心を体得していく。
- 自己肯定感を高める取組

- ・児童が互いの良さやがんばりを認める場を各学級や全校行事等の中で設定し、自己肯定感を高めていく。

○自治的活動の充実

- ・児童がめざす姿や目標に向けて、係活動や当番活動などを充実させ、自らが取り組み、評価していく姿勢を養う。
- ・児童会本部役員を中心にした児童会活動を組織し、充実させていく。

○児童実態の把握

- ・学期に一度ずつ定期的にアンケート調査を行い、児童・保護者の思いを把握していく。
- ・児童の欠席日数や、登校時の様子を把握し、迅速に対応する。

(2)早期発見の取組

○日々の観察

- ・授業中はもちろん、休憩時間や放課後等の児童の様子に目を配り、些細な兆候や危険信号を見逃さない。
- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にとり、信頼関係を構築する。

○定期的なアンケート調査

- ・学期に一度ずついじめ実態調査アンケートを児童・保護者対象に行い、出てきた実態に応じて確実に取り組みを進めていく。

○教育相談の実施

- ・日常生活の中で教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめの相談窓口があること、心の相談員の存在を児童に知らせ、相談しやすい環境づくりをしていく。

(3)いじめへの対処について

対応マニュアルを作成し、問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制・方針決定

- ・緊急にいじめ防止委員会を招集し、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・東広島市教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護を行い、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うと共に、「いじめは絶対に許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や学級懇談会、家庭訪問等を通して、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。

